

第4回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成30年4月26日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人 8番 田野 敏広 委員 9番 山口 時義 委員	
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 一同、礼。 ただ今から、平成30年第4回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 お座りください。 本日は全員出席でありますので、ただ今の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 会長、よろしくお願いいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、平成30年第4回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番田野敏広委員、9番山口時義委員、よろしくお願いいたします。 続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。 <異議なし> 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局の説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

	ので、承認を求める。平成 30 年 4 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 24 番から 27 番までの 4 件となっております。詳細については担当よりご説明いたします。
事務局員	4 ページをお開きください。受付番号は 24 番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 57 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 86 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 3 筆、3,343 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は自作地のみ 2,463 m²ですが、今回の申請地面積を入れますと下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名になります。5 ページが地籍集成図になります。この申請地は他の方と賃貸借の契約がなされておりましたが、合意解約書が提出されておりますので、後ほど説明いたします。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
山口委員	9 番、山口です。申請人は親子になります。譲渡人の父の体調が悪くなったため、譲受人である娘に贈与することになったと聞いております。シキミの管理も譲受人が引き継ぐということであります。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 24 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 24 番について賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 25 番の説明をお願いします。
事務局員	資料は 6 ページになります。受付番号は 25 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 48 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。申請地は、南郷神門字北村、田 7 筆、5,556 m²になります。申請理由は使用貸借の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 4,605 m²です。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。7 ページが地籍集成図となります。本案件は、

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8番、田野です。譲渡人は振動病で農作業が出来ず、息子も勤め人のため耕作してくれる人を探しておりました。私にも話がありましたが、手一杯のため断ったところでした。譲受人は神門の街中に住んでいますが、親戚の田が申請地の近くにあり管理を頼まれていることから、ついでに預かるという話がまとまったそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号25番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号25番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号26番の説明をお願いします。

事務局員

8ページをお開きください。受付番号は26番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の完熟きんかん組合。譲渡人が、美郷町西郷田代の54歳の方です。申請地は、西郷田代字下タの屋敷、畑2筆、1,372㎡になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は完熟きんかんのハウス用地となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は借入地のみ19,644㎡。家畜はありません。組合員総数は14名となっております。9ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

3番、甲斐です。こちらは継続の案件になります。今までも何の問題もありませんでした。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号26番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 26 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 27 番の説明をお願いします。

事務局員

資料は 10 ページになります。受付番号は 27 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 82 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字細宇納間、田 2 筆、1,185 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 21,986 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名であります。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は地域の担い手として、水稻を中心に受託作業を行っております。譲渡人は高齢で自身で耕作は出来ず、また、申請地は以前他の方と賃貸借契約を結んでいたんですが、借り手の方が体調を崩して入院中のため、譲受人に頼んで受けてもらったそうです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 27 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 27 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 4 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。13 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号 28 番から 30 番までの 3 件となって

	おります。詳細については担当より説明いたします。
事務局員	資料は 14 ページになります。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 36 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 42 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字平城、畑 1 筆、236 m ² になります。申請理由は、隣接する宅地に家屋を新築するに当たり、その進入路及び庭とするためとなっております。転用後の用途は宅地。契約内容は申請書明細のとおりであります。転用の時期は、着手が平成 30 年 7 月 1 日、完了が平成 30 年 12 月 31 日となっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが始末書、17 ページが配置図、18 ページが現況写真となっております。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	11 番、黒木です。ただ今の事務局の説明のとおりですが、兄である譲渡人が家を継ぐということで土地を持っていたんですが、話し合いにより弟である譲受人が家を継ぐことになりました。譲受人には子供が 4 人おり、今の家では手狭ということで、既存の家を取り壊し新築するということで今回の申請となりました。始末書も出ておりますが、申請地が住宅の進入路であり、農地法を知らずに浄化槽を設置したり舗装してしまったそうです。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 28 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 29 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして受付番号 29 番と 30 番ですが、譲受人が同一でありますので一括して説明をお願いします。
事務局員	資料は 19 ページになります。譲受人が同一のため一括して説明いたします。 申請人の譲受人は、美郷町南郷上渡川の中区自治公民館です。 受付番号 29 番の譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 63 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字小野々原、田 1 筆、423 m²になります。 受付番号 30 番の譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 82 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字小野々原、田 1 筆、168 m²になります。申請理由は、渡川中区公民館用地に伴う追認申請となります。転用後の用途は宅地です。契約の内容は、申請

	書明細のとおりとなっております。転用の時期は、着手が昭和 50 年 9 月から完了が昭和 51 年 3 月末になります。20 ページが地籍集成図、21 ページが始末書、22 ページが配置図・位置図、23 ページが現況写真となっております。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	11 番、黒木です。現在渡川には、上区・中区・下区と公民館が 3 つあります。中区には以前集会場が無く、昭和 50 年当時、どこかに集会場を作らなくてはいけないということで、5 年間かけて積立を行いまして、全額中区公民館の自費で建てた公民館であります。従って役場がタッチしていないので、当時の区長さんが寄付してもらった土地を整地して公民館を建てたということであります。現区長の名義で始末書が出ておりますが、これまでに約 20 人の区長が見過ごしてきた訳であります。前回の公民館の総会で説明がありましたので、私のほうから提案しまして今回の申請となりました。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 29 番と 30 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。
林田委員	はい。
議長	どうぞ。
林田委員	6 番、林田です。事情はわかりますが、毎年現地確認を行っている以上、もっと早く気付かなくてはいけない案件ではないかと私は感じております。今になって当事者ではない人が始末書を書いたりするのは大変なご苦勞だと思いますので、現地調査も形式だけではなくしっかりやっていくような方向でお願いしたい。
議長	現地調査の明確化について、事務局の答弁がありましたらお願いします。
事務局員	事務局から説明いたします。登記上は田や畑で残っているところもありますが、利用状況調査によって現況が農地でないと判断された場合、一括で非農地決定します。土地の所有者にその旨通知を出しても、実際地目変更する方はほとんどいません。今回の申請地については無断転用で問題になっていますが、相当昔から現況が農地ではないと判断され調査から外れております。以上です。
林田委員	地目変更しなくても、差し支えないんですか。
事務局員	登記を直すときには農業委員会を通さないと法務局が受付しませんので、確認が出来たときには、追認という形でも提出していただきます。先程も言いましたように、非農地の通知を出してもなかなか直らないというのが現実です。

議長	調査をしていないので、この申請地に着いては通知が出ていないのですか。
事務局員	昔の話になりますので、南郷村時代にどうだったのかははっきりいたしません が、美郷町になってからは農地として管理しておりません。
議長	書類的には残っていないのですか。
事務局員	はい、そうです。
山口委員	はい。
議長	どうぞ。
山口委員	9 番、山口です。毎回非農地申請とかありますが、許可が下りた後にしっかりと登記を直すように指導をしていただきたい。
事務局員	おっしゃるとおりです。間違いなく申請人に登記を直すように伝えます。
議長	意見が出ましたように、地目の変更・登記の確認は、次回の現地調査での確認 を確実に行うことと、本人への指導をよろしくお願いします。 他にありませんか。
	＜なし＞
	無いようですので採決に移ります。受付番号 29 番と 30 番に賛成の方の挙手を 求めます。
	＜全員、挙手＞
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利 用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	24 ページをお開きください。議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の 規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条 の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 30 年 4 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。25 ページが対象農用地の位置 図になります。受付番号 31 番の 1 件のみとなっております。詳細について担当よ り説明いたします。

事務局員	資料は 26 ページになります。受付番号は 31 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 69 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、2,761 m ² になります。設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、小作地のみの 27,346 m ² になります。構成員総数 3 名の労力 3 名となっております。利用権設定区分は新規です。27 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者の合同会社は、この地区の農地をほぼ請け負っています。新規とありますが、以前は他の方に貸していたんですが、手が回らなくなったということで、今回の申請になりました。利用権を設定する者は長期療養中で耕作できないため、今後も合同会社で預かるということであります。以上です。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 31 番について、質疑ある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 31 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	28 ページをお開きください。報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 30 年 4 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細については担当よりご説明いたします。
事務局員	資料は 29 ～ 30 ページになります。先程農地法第 3 条でご審議いただきました所有権移転関係の解約になります。美郷町南郷神門字無田の畑 2 筆、農地法第 3 条で 3 年間の賃貸借契約がなされておりましたが、平成 30 年 3 月 15 日に合意解約が成立したことを報告いたします。
事務局員	資料は 31 ～ 42 ページの 6 件になります。農地中間管理事業の推進に関する法

律による利用権が設定されておりましたが、合意解約が成立したことを報告いたします。次に 43 ～ 44 ページですが、美郷町と日向農協との間で、美郷町西郷田代字原良の畑 3 筆について、10 年間の賃貸借契約がなされておりましたが、平成 26 年 7 月 31 日に合意解約が成立しております。以上、報告いたします。

議長

次に報告第 4 号、農地改良届について上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

45 ページをお開きください。報告第 4 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。平成 30 年 4 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

資料は 46 ページからになります。美郷町南郷神門字黒草の田 1 筆になりますが、耕作の利便性を良くする為、山土を利用し湿田の中に畦道を新設するとなっております。47 ページに地籍集成図、48 ページに隣地同意書、49 ページに現況写真、50 ページに計画平面図を添付しております。以上です。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 4 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

美郷町農業委員会 委員 山口 時義